

グローバル投資 プログラム

コンタクト・シンガポールについて

コンタクト・シンガポールは、経済開発庁と労働省の共同設置機関であり、シンガポールに投資し、シンガポールで働き、生活するグローバルな人材の誘致を目的としています。

コンタクト・シンガポールのオフィスはアジア太平洋、ヨーロッパそして北アメリカに設置されており、シンガポールでの投資や新規事業立ち上げに関心を持つ個人や起業家のためのワンストップセンターとして機能しています。コンタクト・シンガポールは、民間セクターのパートナーと協力して、シンガポールへの潜在的な個人投資家の関心を高め、産業開発に関する最新情報を提供すべく努めています。

概要

シンガポールは、シンガポール経済へのあらゆる投資を重視しています。投資は経済的な波及効果を生み出し、雇用創出につながるからです。シンガポールでの起業もしくは投資に関心を持つ投資家は、グローバル投資プログラムによりシンガポール永住（PR）権を申請することができます。

投資オプション

スキームでは、以下の投資オプションのいずれかを選択することができます。

オプションA：新規事業の立ち上げまたは既存事業の拡張に、最低100万シンガポールドルの投資。

オプションB：新規事業の立ち上げ、既存事業の拡張、またはグローバル投資プログラム（GIP）公認ファンド¹に、最低150万シンガポールドルの投資。

オプションC：新規事業の立ち上げ、既存事業の拡張、またはGIP公認ファンドに、最低200万シンガポールドル²の投資。

GIP申請に必要な資格

以下の条件を満たした場合に、申請資格があります。

- (a) 十分な企業経営実績を有すること
- (b) 起業家としての経歴を有すること
- (c) 事業案もしくは投資計画を有すること（オプションAの場合）

¹ GIP 公認ファンドの最新の一覧については、コンタクト・シンガポールのウェブサイト (www.contactsingapore.sg/GIP) からダウンロードしてください。

² 投資額の最大 50%を居住用財産（持ち家のみ）に投資することができます。

GIP申請の評価基準

起業家としての経歴および企業経営実績を有する申請者：

- (a) 起業家として最低 3 年間の実績を有していなければならず、また、申請者の会社の直近 3 年間の監査済み財務諸表を作成しなければなりません。
- (b) 申請者の会社の売上高は、以下の通りでなければなりません。
 - 直近の年の年間売上高が最低 1,000 万シンガポールドルであること。
および
 - 過去 3 年間の年間売上高の平均が最低 1,000 万シンガポールドルであること。

申請者は、申請者の会社の最高売上高を記載した財務諸表を提出してください。最低売上高基準を満たすために申請者の事業を連結することも可能です。

- (c) 会社における申請者の所有持分や職務、また会社の収益性も考慮の対象となります。

起業家としての経歴および企業経営実績を有していない、上級経営者である申請者：

- (a) 最低 10 年の経営経験を有していなければなりません。
- (b) 現在、会社において会長、CEO、CFO、CTO 等の上級管理職に就いていなければなりません。
- (c) 雇用されている会社の売上高は、最低 1 億シンガポールドルでなければなりません。
- (d) GIP 申請では必ず**オプション A**を選択する必要があります。

申請者の家族に関する規定

申請者の配偶者および子ども（21歳以下）は、申請者の永住権申請において永住権を申請する資格があります。男性の被扶養者にはナショナル・サービス（兵役義務等）が課されます。シンガポールのナショナル・サービスの詳細については、www.ns.sg/iPrepNSをご覧ください。

未婚の21歳以上の子供は、更新可能で申請者の再入国許可書の有効期限に連動した、5年間の長期ビジットパス（LTVP）を申請する資格があります。

申請者の両親および義理の両親については、申請者の申請において1人につき30万シンガポールドルの追加投資で永住権を得る資格があります。

申請手続き

上記のスキームに申請するには、以下の手順に従って申請書を提出してください。

ステップ1－様式Aおよび様式Bの提出

申請書の様式A（履歴書）および様式B（投資計画案）をwww.contactsingapore.sg/GIPにある電子申請フォームで提出してください。

重要：様式Aおよび様式Bの提出はすべて必ず電子申請フォームで行ってください。様式Aおよび様式Bのハードコピーは受け付けません。

ステップ 2-以下の関係書類（ハードコピー）のコンタクト・シンガポールへの提出

- (a) グローバル投資プログラムの条件に関する誓約書
- (b) 様式Aによるグローバル投資プログラム申請についての申告書
- (c) 様式Bによる投資計画案についての申告書
- (d) シンガポールへの入国許可の申請書—様式 4（永住権については、申請者それぞれについて、さらに原本および謄本各 1 通が必要）。

様式 4 については、www.contactsingapore.sg/GIP からダウンロードしてください。

- (e) 様式Aおよび様式Bの関係書類（電子申請フォーム中に記載のもの）。
- 申請は、必要な書類すべてが到着次第、処理されます。申請者が基準を満たしている場合には、面接が実施されます。

- 申請が承認された場合、6ヶ月間有効の仮承認永住権の資格が発行されます。

この6ヶ月の間に投資を行い、株券や権利証書といった、投資を証明する書類をコンタクト・シンガポールまで提出する必要があります。コンタクト・シンガポールは、これらの書類を5年間保管します。

- 投資を証明する書類の受領後、申請者に正式な永住権を通知します。
- 申請者が選択した投資が新規事業の立ち上げもしくは既存事業の拡張である場合には、投資から2年目および4年目の年度末に監査済み財務諸表を提出してください。

オプション Aで認可されている投資セクター一覧

このスキームでは、以下の事業分野への投資が可能です。

- (a) 生物医科学（ヘルスケアサービス、医療技術、製薬&バイオテクノロジー）
- (b) クリーン・エネルギー
- (c) 教育&専門サービス
- (d) エレクトロニクス（電子部品、電子システム、半導体）
- (e) エネルギー、化学薬品&エンジニアリングサービス
- (f) 環境テクノロジー
- (g) 情報通信&メディア（IT/コンピューティング&Eビジネス、メディアおよびデジタルエンターテインメント、通信）
- (h) 国際組織、非政府組織&慈善事業
- (i) ライフスタイル&スポーツ
 - ビジュアルアートー例：アートギャラリー、美術館、オークションハウス、美術品ロジスティクス、美術品保管施設
 - パフォーミングアートー例：アートシアター、プロダクションハウス
 - スポーツー例：スポーツ専門学校、スポーツ企業の本社
- (j) ロジスティクス
- (k) 新規テクノロジー（インテリジェントシステム、ナノテクノロジー、新規テクノロジー対応産業）
- (l) 精密工学（機械部品&システム、PMC/プリント&パッケージ）
- (m) 輸送エンジニアリング（航空宇宙、海上/陸上/石油&ガス）

お問い合わせ

ご質問があれば、以下までお問い合わせください。

コンタクト・シンガポール

250 North Bridge Road

#28-00 Raffles City Tower

Singapore 179101

電話番号：(65) 6832 6832

電子メール：singapore@contactsingapore.sg

ウェブサイト：www.contactsingapore.sg or www.sedb.com

Updated as of 1 April 2009